

**2023年度**  
**水質検査計画**



**沖縄県企業局**

**2023年3月**

# 2023年度水質検査計画

## 1 基本方針

水質検査には、水道法第20条に基づいて定期及び臨時に行う水質検査（法令に基づく水質検査）と、原水から浄水処理及び送水に至るまでの一連の水質管理について状況を確認する検査（企業局が独自に行う検査）があります。

水質検査計画は法令に基づく水質検査について作成するものですが、企業局が独自に行う検査についても、その重要性から、水質検査計画に位置づけて検査を行います。

### （1）検査地点について

検査地点は、水質基準が適用される受水事業体への受け渡し地点（以下、「供給点」と表記）に加え、浄水場の出口、入口及び水源とします（図1、2、3参照）。

### （2）検査項目について

検査項目は、水道法に基づく検査項目（水質基準51項目、色、濁り、消毒の残留効果）、水質基準を補完する項目である水質管理目標設定項目及び原水の水質特性把握や水道水がより安全で良質であることを確認するために行うその他必要項目とします。

### （3）検査頻度について

#### ア 法令に基づく水質検査について

沖縄本島（以下、「本島」と表記）の供給点において、水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日に1回行います（水道法施行規則第15条第1項第1号イ）。水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度の検査を1箇月に1回行います（同項第3号イ）。また、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール（以下、「ジエオスミン」）の検査を、その発生時期等においては、1箇月に1回行います（同号ロ）。それ以外の水質基準項目の検査については、水質の状況から、1年に1回以上あるいは3年に1回以上まで検査頻度を減らすことが可能（同号ハ）ですが、安全であることを確認するため、3箇月に1回行います。なお、項目によっては供給点に替えて浄水場出口において検査を実施します。

沖縄本島周辺離島の栗国村、北大東村、南大東村、渡嘉敷村、座間味村阿嘉、伊平屋村及び伊是名村（以下、「離島7地点」）の供給点において、水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日に1回、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度の検査を1箇月に1回行います。それ以外の水質基準項目の検査については1年に1回または3箇月に1回行います。

#### イ 企業局が独自に行う水質検査について

本島の供給点において、水質管理目標設定項目、その他必要項目の検査を原則3箇月に1回行います。本島の浄水場出口及び入口において、水質基準項目（うち一部は法令に基づく検査）、水質管理目標設定項目、その他必要項目の検査を原則3箇月に1回行います。本島の水源において、消毒副生成物を除く水質基準項目、水質管理目標設定項目、その他必要項目

の検査を1年に1回行います。ただし、水質管理上監視が必要な項目については、検査頻度を増やします。

離島7地点の供給点において、水質管理目標設定項目の検査を1年に1回行います。また離島7地点の浄水場入口と離島水源において、消毒副生成物を除く水質基準項目及び特性を把握するための項目の検査を1年に1回行います。ただし、水質管理上監視が必要な項目については、検査頻度を増やします。

## 2 水道用水供給事業の概要

2021年度の水道用水供給事業は、伊江村を含む本島27市町村のうち、23市町村（21市町村と1企業団）、粟国村、北大東村及び座間味村阿嘉を給水対象としており、送水量で1日当たり419.6千m<sup>3</sup>の水道用水を供給しました。伊是名村及び南大東村へは2022年度から水道用水の供給を開始しています。渡嘉敷村及び伊平屋村へは2023年度から水道用水の供給を開始する予定です（図4参照）。

本島における浄水施設の概要を表1に、離島7地点における浄水施設の概要を表2に示します（2022年度時点）。

表1 本島における浄水場の概要（2022年度時点）

浄水場名	名護浄水場	石川浄水場	北谷浄水場	西原浄水場
所在地	名護市 大北 3-28-36	うるま市 石川東恩納崎 1	北谷町 字宮城 1-27	西原町 字小那覇 1336
原水の種類	・表流水 河川水、ダム水	・表流水 河川水、ダム水 ・久志一次処理水 <sup>(※)</sup>	・表流水 河川水、ダム水 ・地下水 ・久志一次処理水 <sup>(※)</sup> ・海水淡水化水	・久志一次処理水 <sup>(※)</sup>
処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	27,000	165,600	247,300	160,500
沈澱池	1系：横流式 2系：横流式 (傾斜板式)	横流式 (傾斜板式)	上向流式 (傾斜管式)	横流式 (傾斜板式)
ろ過池	砂ろ過単層	アンスラサイトと 砂ろ過の複層	アンスラサイトと 砂ろ過の複層	アンスラサイトと 砂ろ過の複層
浄水処理方法	急速ろ過 中間塩素処理 後塩素処理 粉末活性炭処理	急速ろ過 中間塩素処理 後塩素処理 オゾン処理 粒状活性炭処理 高速ろ過	急速ろ過 中間塩素処理 後塩素処理 オゾン処理 粒状活性炭処理	急速ろ過 中間塩素処理 後塩素処理

※ 久志一次処理水：久志浄水場で凝集沈澱処理した水です。

久志浄水場は処理能力 351,400m<sup>3</sup>/日の上水・工水共同施設です。

表2 離島7地点における浄水場の概要

(2022年度時点)

浄水場名	栗国浄水場	北大東浄水場	南大東浄水場	渡嘉敷浄水場
所在地	栗国村 字南港原 567	北大東村 字港 63-18	南大東村 字南 1441-1	渡嘉敷村 字阿波連 500
原水の種類	海水	海水	海水	表流水
処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	600	404	725	725
浄水処理方法	逆浸透膜法	逆浸透膜法	逆浸透膜法	膜ろ過処理 +逆浸透膜法

浄水場名	阿嘉浄水場	伊平屋浄水場	伊是名浄水場
所在地	座間味村 字阿嘉 950-1	伊平屋村 字田名 3256	伊是名村 字仲田 314-4
原水の種類	海水	表流水 地下水	表流水 海水
処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	438	800	804 陸水系 296 海水系 508
浄水処理方法	膜ろ過処理 +逆浸透膜法	膜ろ過処理 +逆浸透膜法	膜ろ過処理 +逆浸透膜法

本島の水道用水の水源は、表流水（ダム水、河川水、貯留水）、地下水及び海水淡水化水からなります。本島におけるダムは、国管理の福地、新川、安波、普久川、辺野喜、大保、羽地、漢那及び金武の9ダムと、県管理の倉敷ダム及び企業局管理の山城ダムで、合わせて11ダムあります。河川は、本島北部16河川及び中部3河川で、合わせて19河川あります。地下水は、嘉手納井戸群等から構成されています。

2021年度の日平均取水実績は、ダム水 390.5 千m<sup>3</sup>（全体の88.6%）、河川水 26.8 千m<sup>3</sup>（同6.1%）、地下水 17.9 千m<sup>3</sup>（同4.1%）、海水淡水化水 4.9 千m<sup>3</sup>（同1.1%）、合計 440.8 千m<sup>3</sup>でした。

### 3 水道の原水及び水道水の状況

企業局水源における原水の汚染要因と、水質管理上注意しなければならない項目を表3に示します。

表3 企業局水源別汚染要因と水質管理上注意すべき項目

区分	ダム水等	河川水	地下水	海水淡水化水
対象水源	羽地ダム 山城ダム 我喜屋ダム イシッピ堰 恩納川堰 大川堰 天城ダム メンナー山貯水池	平南川 源河川 天願川 比謝川 長田川	嘉手納井戸群	海水
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富栄養化の進行</li> <li>・農薬散布（山）</li> <li>・かび臭（羽、イ、恩、大、我、城、メ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海水混入（平）</li> <li>・農薬散布（天、比、長）</li> <li>・事業所排水（天、比、長）</li> <li>・油汚染（天、比、長）</li> <li>・畜舎排水（天、比、長）</li> <li>・かび臭（平、源）</li> </ul>		
水質管理上注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トリハロメタン生成能</li> <li>・農薬類</li> <li>・ジェオスミン</li> <li>・2-メチルイソボルネオール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩化物イオン ・農薬類</li> <li>・塩素要求量</li> <li>・クリプトスポリジウム</li> <li>・ジェオスミン ・ジアルジア</li> <li>・有機フッ素化合物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀</li> <li>・硬度</li> <li>・有機フッ素化合物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホウ素</li> <li>・臭素酸</li> </ul>

※ 表中の（ ）書きは、対象水源を表す。

羽：羽地ダム 平：平南川 源：源河川 天：天願川 比：比謝川 長：長田川  
 山：山城ダム イ：イシッピ堰（渡嘉敷村） 恩：恩納川堰（渡嘉敷村） 大：大川堰（渡嘉敷村）  
 我：我喜屋ダム（伊平屋村） 城：天城ダム（伊是名村） メ：メンナー山貯水池（伊是名村）

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて、適正な浄水処理を徹底して行っています。水道水は、これまでの検査結果から水質基準を十分満足しています。

### 4 検査地点（臨時の水質検査を除く）

#### （1）供給点（図1、3参照）

各浄水場の送水系統を考慮し、本島で11地点、離島7地点でそれぞれ1地点、合計18地点で検査を行います。水道法に基づく1日1回行う検査についても自動計測機器を用いて同地点で行います。ただし、水道法施行規則第15条第1項第2号に基づき、送水管内で濃度上昇が無いことを確認している水質基準17項目（No.3～5、7、12～20、40、41、44、45）については、供給点に代えて浄水場出口で検査を行います（本島のみ）。

なお、伊江供給点における浄水の安全性については、本部調整池（供給点）で検査を行いま

すが、送水過程などの特殊性を考慮し、3箇月に1回の頻度で他供給点と同様な水質検査を補足実施します。また、色度、濁度及び残留塩素の検査については、自動計測機器を用いて監視し、水質管理の強化を図ります。

#### (2) 浄水場の出口と入口 (図1、3参照)

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、浄水場の出口と入口で水質の検査を行います。なお、離島7地点の浄水場出口については、供給点が1地点のみであることから供給点で行います。

#### (3) 水源 (図2、3参照)

水源水質は浄水場における浄水処理に影響を与えることから、安全で良質な水道水を供給するため、水源における水質検査は原則として取水地点において行います。ただし、原水が海水である場合は、上述(2)の浄水場入口で行います。

## 5 検査項目とその検査頻度 (臨時の水質検査を除く)

### (1) 法令に基づく水質検査について

#### ア 色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査 (別表1)

供給点において、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回行います。

#### イ 水質基準項目 (別表2、3)

供給点及び供給点に代えて検査を行う浄水場出口において、水質基準項目(51項目)の水質検査を次の頻度で行います。

- ① 水道法施行規則第15条第1項第3号イに基づき、水質基準項目 No.1、2、38、46～51の検査を1箇月に1回行います。
- ② 同号ロに基づき、No.42、43の検査を、本島、渡嘉敷村、伊平屋村及び伊是名村においてはその発生時期等に1箇月に1回行います。ただし、粟国村、北大東村、南大東村及び座間味村阿嘉については、1年に1回行います。
- ③ 同号ハに基づき、No.3～37、39～41、44、45の検査を原則3箇月に1回行います。ただし、No.3～9、11～20、32～37、39～41、44、45については、過去3年間の検査結果の最高値が基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで、1/5以下の場合には1年に1回まで検査頻度を減らすことができることから、各地域において次のように扱います。
  - ・ 水源が多様な本島においては、水質が安定し良好であることを確認するため、これらの項目についても3箇月に1回行います。
  - ・ 離島7地点においては、過去3年間の検査結果の最高値が基準値の1/5以下の場合には、上記の回数減の規定に従い1年に1回行います。ただし、No.13は海水を原水とする粟国村、北大東村、南大東村、座間味村阿嘉、伊是名村においては省略の例外となっており、状況把握が必要なため1箇月に1回行います。また、粟国村ではNo.26、伊平屋村及び伊是名村ではNo.42、No.43について状況把握が必要なため1箇月に1回行います。

## (2) 企業局が独自に行う水質検査について

### ア 水質基準項目（別表 4、5、6）

本島の浄水場出口において、浄水処理工程における適正な水質管理のため、水質基準項目検査を法令に基づく水質検査と同じ頻度で行います。また、消費者の関心が高いことから、No.39 の検査は原則として 1 箇月に 1 回行います。

本島の浄水場入口において、浄水処理工程における適正な水質管理のため、水質基準項目 No.1～20、32～38、41～47、49～51 の検査を法令に基づく水質検査と同じ頻度で行います。また、浄水場出口同様に No.39 の検査を原則として 1 箇月に 1 回行います。No.40 の検査については、性状確認のため 1 年に 1 回行います。なお、No.21～31 は消毒副生成物、No.48 は味であることから検査を省略します。

水源が海水のみである粟国村、北大東村、南大東村座間味村阿嘉及び伊是名村（海淡水）の浄水場入口において、水質基準項目 No.1～20、32～38、41～47、49～51 の検査を 1 年に 1 回行います。水源が陸水系である渡嘉敷村、伊平屋村及び伊是名村（陸水系）の浄水場入口において、浄水処理工程における適正な水質管理のため、水質基準項目 No.1～20、32～38、41～47、49～51 の検査を法令に基づく水質検査と同じ頻度で行います。

本島・離島の水源において、入口と同じ項目を 1 年に 1 回行うことを基本とし、水質特性に応じて特定項目の検査頻度を増やします。

### イ 水質管理目標設定項目（別表 7、8、9）

本島の供給点、浄水場出口及び浄水場入口において、水質管理目標設定項目の水質検査を水質基準項目の検査頻度に準じて原則 3 箇月に 1 回行います。ただし、水質管理上監視が必要な項目については、検査頻度を増やします。なお、企業局では浄水処理に二酸化塩素を使用していないため、項目 No.10、12 の検査を省略します。また、項目 No.23（臭気強度）については、異臭が発生した場合に行います。項目 No.15（農薬類）については、沖縄県内で流通し、検査体制が整っている農薬の検査を 1 年に 1 回以上行います。

離島 7 地点の供給点において、水質管理目標設定項目の水質検査を水質基準項目の検査頻度に準じて 1 年に 1 回以上行います。

また、水源において、水質管理目標設定項目の水質検査を必要な頻度で行います。

### ウ その他必要項目（別表 10、11、12）

本島の供給点、浄水場出口、浄水場入口、水源及び離島の水源において、原水の水質特性把握や水道水がより安全で良質であることを確認するために必要な項目の水質検査を必要な頻度で行います。

## 6 臨時の水質検査

臨時の水質検査とは、水道法第 20 条第 1 項及び水道法施行規則第 15 条第 2 項に基づき行う検査のことです。

供給している水が、以下のようなことから水質基準に適合しないおそれがある場合は、水質基準項目について臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程で異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

検査に供する水の採水場所は、供給点を原則としますが、供給点で採水できない場合には、供給している水が水質基準に適合するかを判断できる場所を別途選定します。

検査項目は、水質基準に適合しないおそれがある項目及びそれに関連する項目を適宜選択します。

## 7 水質検査方法

水質検査は、原則自己検査とし、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって、その他必要項目の検査方法は上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。ただし、有機フッ素化合物については、企業局独自の検査方法を採用しており、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づいて妥当性を確保しています。また、離島 7 地点における水質検査（臨時の水質検査を除く）は委託して行います。

## 8 水質検査結果の評価及び公表

### （1）水質検査結果の評価

水道水については水質基準に適合していることを確認します。原水や工程水については、原水の異常の有無や浄水処理が適切に行われていることを確認します。加えて、より安全・安心な水道水を提供するため、水安全計画に定めた管理基準に照らして検査結果を評価します。

### （2）水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき行った水質検査の結果は、迅速にホームページで公表します。また、詳細な結果を加えた水質年報を作成し、翌事業年度中にホームページで公表するとともに、受水事業体や県内の図書館等へ配布します。

## 9 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、微生物から化学物質まで多岐にわたっており、その検査は、極微量レベルの測定が求められています。水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は、正確で信頼性が高いことが必要なため、以下の取り組みを実施します。

### (1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 1/10 の定量下限が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、変動係数 (CV) が金属類では 10%以下、有機物では 20%以下の水質検査を行います。

### (2) 信頼性保証

水質管理事務所では水質検査結果の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整備しています。この体制を保証するため、2009 年 5 月に水道 G L P<sup>\*</sup>の認定を取得し、2021 年 11 月に三度目となる認定の更新が認められました。さらに、毎年、国が実施する精度管理に参加し、その評価を受けて信頼性の向上に努めます。なお、水道 G L P 認定の範囲は、水道水・浄水における水道水質基準項目です。

※ 水道 G L P (Good Laboratory Practice) とは、『水道水質検査優良試験所規範』の略称です。(公社)日本水道協会が水質検査結果の信頼性を確保することを目的として、品質管理の国際規格である「ISO9001」と、技術力の証明になる試験所認定規格の「ISO/IEC17025」を取り入れて水道の水質検査に特化して認定を行うものです。



## 10 関係機関との連携

水道に係る水質事故が発生した場合は、関係機関と情報交換を図りながら現場調査や水質検査等を行い、的確な措置を実施することにより、常に安全な水道水を供給していきます。

## 11 水質検査計画の見直し

水質検査計画は、水質検査結果や、水道を利用される方々及び受水事業体の意見をふまえて毎年見直しを行い、事業年度開始前にホームページで公表します。

この水質検査計画について、みなさまのご意見をお寄せ下さい。

みなさまのご意見は、今後の水質検査計画作成の参考にさせていただきます。

ご意見・お問い合わせはこちらまで

沖縄県企業局 水質管理事務所

〒904-1108 うるま市石川東恩納崎 1 番地

TEL 098 (989) 1012 FAX 098 (989) 1013

E-mail : suishitsu@eb.pref.okinawa.lg.jp

図1 本島における検査地点（浄水場及び供給点）

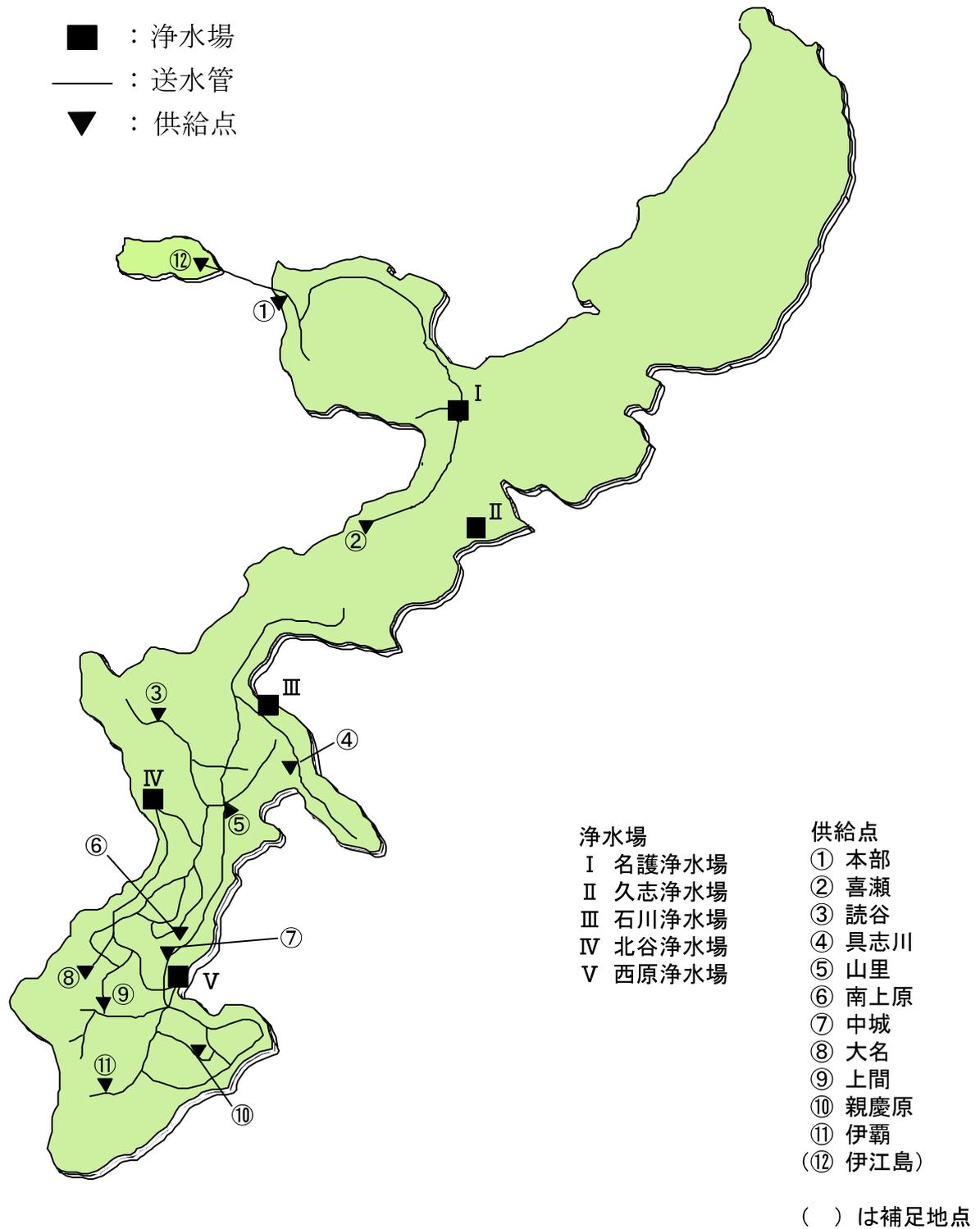


図2 本島における検査地点（水源）

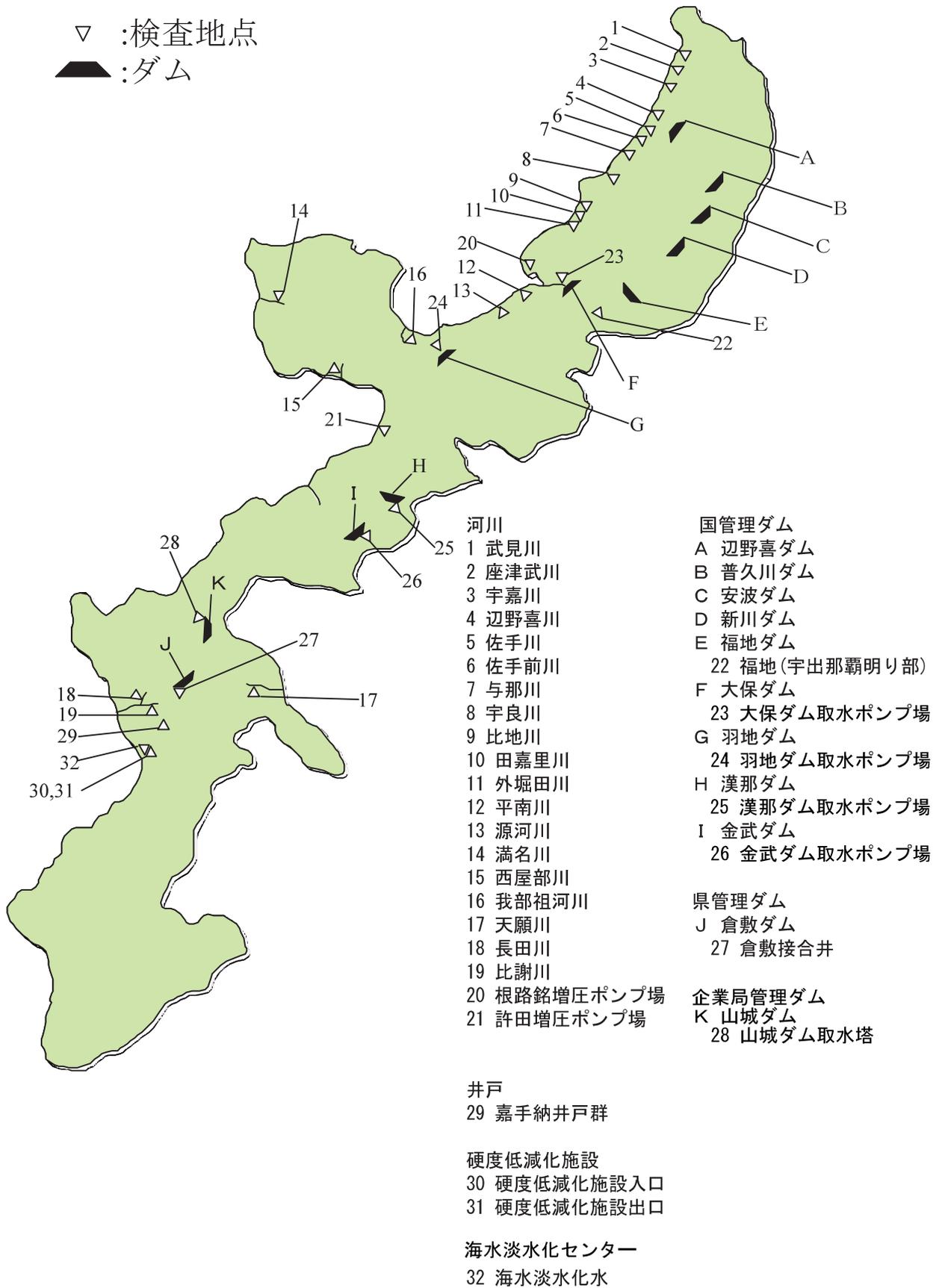


図3 離島7地点における検査地点

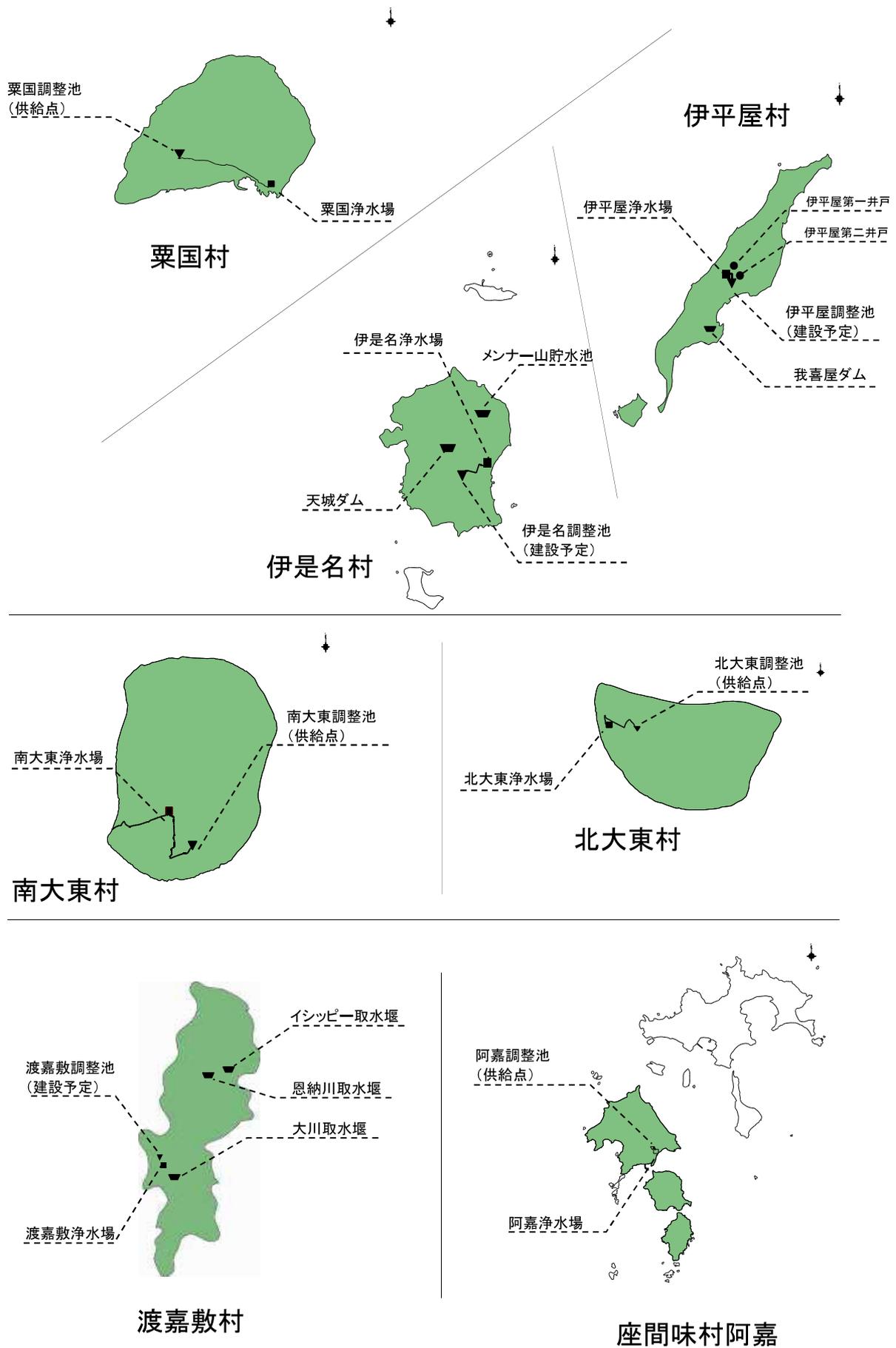
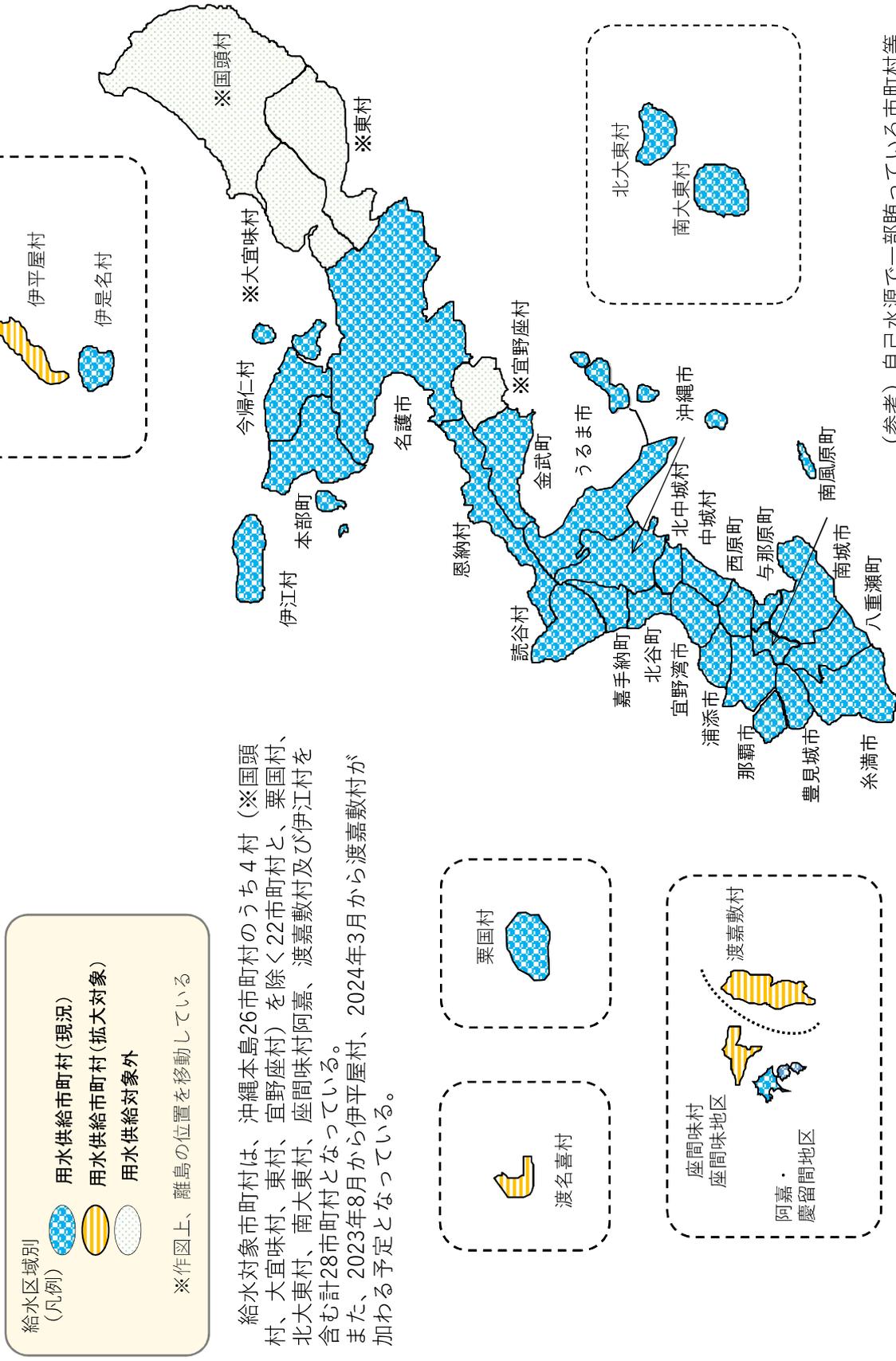


図4 水道用水供給対象市町村図



(参考) 自己水源で一部賄っている市町村等  
今帰仁村、本部町、伊江村、名護市、金武町及び  
南部水道企業団(南風原町及び八重瀬町)

別表1 法令に基づく水質検査(1日1回行う水質検査)

項目 No.	1日1回行う水質検査項目	評価	検査計画頻度 (回/年)
			供給点
1	色	異常無	366
2	濁り	異常無	366
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	366

別表2 法令に基づく水質検査—水質基準項目【本島における供給点、浄水場出口】

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	省令による 検査頻度	検査 頻度	検査計画頻度(回/年)		検査頻度の設定理由
						供給点	浄水場 出口	
1	一般細菌	100個/ml	2個/ml	月1回	月1回	12	(12)	
2	大腸菌	不検出	不検出			12	(12)	
3	カドミウム及びその化合物 <sup>※3</sup>	0.003	0.0003未満	年4回 年1回 <sup>※1</sup> 3年に1回 <sup>※2</sup>	3年に1回	-	4	安全確認等のため 検査します
4	水銀及びその化合物 <sup>※3</sup>	0.0005	0.00005未満			-	4	
5	セレン及びその化合物 <sup>※3</sup>	0.01	0.001未満			-	4	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満			4	(4)	
7	ヒ素及びその化合物 <sup>※3</sup>	0.01	0.001未満			-	4	
8	六価クロム化合物	0.02	0.005未満			4	(4)	
9	亜硝酸態窒素 <sup>※3</sup>	0.04	0.004未満			4	(4)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満			年4回	年4回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 <sup>※3</sup>	10	1.10	年4回 年1回 <sup>※1</sup> 3年に1回 <sup>※2</sup>	3年に1回	4	(4)	安全確認等のため 検査します
12	フッ素及びその化合物 <sup>※3</sup>	0.8	0.08未満			-	4	
13	ホウ素及びその化合物 <sup>※3</sup>	1	0.075			-	4	
14	四塩化炭素 <sup>※3</sup>	0.002	0.0002未満			-	4	
15	1,4-ジオキサン <sup>※3</sup>	0.05	0.005未満			-	4	
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン <sup>※3</sup> 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン <sup>※3</sup>	0.04	0.004未満			-	4	
17	ジクロロメタン <sup>※3</sup>	0.02	0.002未満			-	4	
18	テトラクロロエチレン <sup>※3</sup>	0.01	0.001未満			-	4	
19	トリクロロエチレン <sup>※3</sup>	0.01	0.001未満			-	4	
20	ベンゼン <sup>※3</sup>	0.01	0.001未満			-	4	
21	塩素酸	0.6	0.14	年4回	年4回	4	(4)	濃度が高くなる時期 は、調査します
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満			4	(4)	
23	クロロホルム	0.06	0.016			4	(4)	
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.007			4	(4)	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.023			4	(4)	
26	臭素酸	0.01	0.002			4	(4)	
27	総トリハロメタン	0.1	0.053			4	(4)	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.006			4	(4)	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.019			4	(4)	
30	ブロモホルム	0.09	0.013			4	(4)	
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満			4	(4)	
32	亜鉛及びその化合物	1	0.006	年4回 年1回 <sup>※1</sup> 3年に1回 <sup>※2</sup>	3年に1回	4	(4)	性状確認等のため 検査します
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.084		年4回	4	(4)	
34	鉄及びその化合物	0.3	0.01		3年に1回	4	(4)	
35	銅及びその化合物	1	0.01		年1回	4	(4)	
36	ナトリウム及びその化合物 <sup>※3</sup>	200	34.3		3年に1回	4	(4)	
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001	3年に1回	4	(4)	性状確認等のため 検査します	
38	塩化物イオン	200	45.9	月1回 年4回 <sup>※4</sup>	月1回	12	(12)	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) <sup>※3</sup>	300	139	年4回	年4回	4	(12)	消費者の関心が高いため 検査します
40	蒸発残留物 <sup>※3</sup>	500	249	年1回 <sup>※1</sup>	-	-	4	
41	陰イオン界面活性剤 <sup>※3</sup>	0.2	0.02未満	3年に1回 <sup>※2</sup>	3年に1回	-	4	性状確認等のため 検査します
42	ジェオスミン <sup>※5</sup>	0.00001	0.000003	発生時期 に月1回	発生時期 に月1回	発生時期に月1回	(12)	
43	2-メチルイソボルネオール <sup>※5</sup>	0.00001	0.000001	発生時期 に月1回	発生時期 に月1回	発生時期に月1回	(12)	
44	非イオン界面活性剤 <sup>※3</sup>	0.02	0.005未満	年4回 年1回 <sup>※1</sup> 3年に1回 <sup>※2</sup>	年4回	-	4	
45	フェノール類 <sup>※3</sup>	0.005	0.0005未満	3年に1回 <sup>※2</sup>	3年に1回	-	4	性状確認等のため 検査します
46	有機物(全有機炭素の量)	3	1.3	月1回 年4回 <sup>※4</sup>	月1回	12	(12)	
47	pH値	5.8~8.6	7.9			12	(12)	
48	味	異常でない	異常でない			12	(12)	
49	臭気	異常でない	異常でない			12	(12)	
50	色度	5度	0.7			12	(12)	
51	濁度	2度	0.1			12	(12)	

備考

- 省略可能検査頻度:これまでの検査結果から省略することができる頻度
- 検査計画頻度のうち、網掛け部分は水道法に基づく検査、( )書きは独自に行う検査。
- ※1 基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)。
- ※2 基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合( )。
- ※3 送配水施設で濃度が上昇しないことが確認される場合、浄水場出口での採水が可能(同項第2号)。
- ※4 一定の要件を満たす場合は年4回まで省略可能(同項第3号イ)。
- ※5 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可能(同項第4号)。

別表3 法令に基づく水質検査—水質基準項目【離島7地点の供給点】

項目 No.	水質基準項目	検査計画頻度(回/年) <sup>※1</sup>						
		供給点				出口		
		粟国	北大東	南大東	阿嘉	渡嘉敷	伊平屋	伊是名
1	一般細菌	12	12	12	12	1	7	12
2	大腸菌	12	12	12	12	1	7	12
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	-	1	1
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	-	1	1
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	-	1	1
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	-	1	1
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	-	1	1
8	六価クロム化合物	1	1	1	1	-	1	1
9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	-	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	-	3	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	-	3	4
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	-	1	1
13	ホウ素及びその化合物	12 ※2	12 ※2	12 ※2	12 ※2	1	7	12 ※2
14	四塩化炭素	1	1	1	1	-	1	1
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	-	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	-	1	1
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	-	1	1
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	-	1	1
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	-	1	1
20	ベンゼン	1	1	1	1	-	1	1
21	塩素酸	4	4	4	4	-	3	4
22	クロロ酢酸	4	4	4	4	-	3	4
23	クロロホルム	4	4	4	4	-	3	4
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	-	3	4
25	ジブロモクロロメタン	4	4	4	4	-	3	4
26	臭素酸	12 ※2	4	4	4	-	3	4
27	総トリハロメタン	4	4	4	4	-	3	4
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	-	3	4
29	ブロモジクロロメタン	4	4	4	4	-	3	4
30	ブロモホルム	4	4	4	4	-	3	4
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	-	3	4
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	-	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	4	-	3	1
34	鉄及びその化合物	4	4	4	4	-	3	4
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	-	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	4	4	4	4	-	3	4
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	4	-	3	1
38	塩化物イオン	12	12	12	12	1	7	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	4	4	-	3	4
40	蒸発残留物	4	4	4	4	-	3	4
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	-	1	1
42	ジェオスミン	1	1	1	1	-	7 ※2	12 ※2
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	-	7 ※2	12 ※2
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	-	1	1
45	フェノール類	1	1	1	1	-	1	1
46	有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	1	7	12
47	pH値	12	12	12	12	1	7	12
48	味	12	12	12	12	1	7	12
49	臭気	12	12	12	12	1	7	12
50	色度	12	12	12	12	1	7	12
51	濁度	12	12	12	12	1	7	12

※1 過去3年間の検査結果を基に省令の検査頻度設定基準に照らし合わせた頻度(基準値及び省令による検査頻度は別表2を参照)

※2 ホウ素、臭素酸、カビ臭物質(ジェオスミン・2-メチルイソボルネオール)は独自に行う検査頻度

※ 離島7地点の水質検査は原則、委託にて実施

※ 渡嘉敷村及び伊平屋村については、供用開始時期の変更により検査頻度の変更する可能性有り

別表4 独自に行う水質検査一水質基準項目【浄水場】

	水質基準項目	検査計画頻度(回/年)				
		浄水場				
		名護 石川 北谷 西原	久志		離島浄水場 (海水系)※2	離島浄水場 (陸水系)※3
	入口	出口※1	入口	入口	入口	
1	一般細菌	12	4	4	1	4※4
2	大腸菌	12	4	4	1	4※4
3	カドミウム及びその化合物	4	4	4	1	1※5
4	水銀及びその化合物	4	4	4	1	1※5
5	セレン及びその化合物	4	4	4	1	1※5
6	鉛及びその化合物	4	4	4	1	1※5
7	ヒ素及びその化合物	4	4	4	1	1※5
8	六価クロム化合物	4	4	4	1	1※5
9	亜硝酸態窒素	4	4	4	1	1※5
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	1	1※5
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	1	1※5
12	フッ素及びその化合物	4	4	4	1	1※5
13	ホウ素及びその化合物	4	4	4	1	1※5
14	四塩化炭素	4	4	4	1	1※5
15	1,4-ジオキサン	4	4	4	1	1※5
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	4	1	1※5
17	ジクロロメタン	4	4	4	1	1※5
18	テトラクロロエチレン	4	4	4	1	1※5
19	トリクロロエチレン	4	4	4	1	1※5
20	ベンゼン	4	4	4	1	1※5
21	塩素酸	-	-	-	-	-
22	クロロ酢酸	-	-	-	-	-
23	クロロホルム	-	-	-	-	-
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	-
25	ジブロモクロロメタン	-	-	-	-	-
26	臭素酸	-	-	-	-	-
27	総トリハロメタン	-	-	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	-
29	ブロモジクロロメタン	-	-	-	-	-
30	ブロモホルム	-	-	-	-	-
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-
32	亜鉛及びその化合物	4	4	4	1	1※5
33	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	1	1※5
34	鉄及びその化合物	4	12	12	1	4※4
35	銅及びその化合物	4	4	4	1	1※5
36	ナトリウム及びその化合物	4	4	4	1	1※5
37	マンガン及びその化合物	4	12	12	1	4※4
38	塩化物イオン	12	12	12	1	4※4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	12	12	1	4※4
40	蒸発残留物	1	12	1	1	1※5
41	陰イオン界面活性剤	4	4	4	1	1※5
42	ジェオスミン	12	12	12	1	12※6
43	2-メチルイソボルネオール	12	12	12	1	12※6
44	非イオン界面活性剤	4	4	4	1	1※5
45	フェノール類	4	4	4	1	1※5
46	有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	1	12※6
47	pH値	12	12	12	1	12※6
48	味	-	-	-	-	-
49	臭気	12	12	12	1	12※6
50	色度	12	12	12	1	12※6
51	濁度	12	12	12	1	12※6

※1 久志出口は沈澱処理のみ

※2 原則、委託にて実施。離島浄水場(海水系)とは粟国、北大東、南大東、阿嘉及び伊是名(海水系)のこと

※3 離島浄水場(陸水系)とは渡嘉敷、伊平屋及び伊是名(陸水系)のこと

※4 渡嘉敷村は1回、伊平屋村は3回

※5 伊平屋村及び伊是名村において実施

※6 渡嘉敷村は1回、伊平屋村は7回

※ 渡嘉敷村と伊平屋村は供用開始時期の変更により検査頻度の変更する可能性有り

別表5 独自に行う水質検査—水質基準項目【本島の水源】

	水質基準項目	検査計画頻度(回/年)												
		河川					増圧ポンプ場		ダム			井戸	北谷浄水場	
		北部10河川※1 西屋部 満名	平南 源河	我部祖河 外堀田	天願 比謝	長田	根路銘	許田	福地	大保羽地 金武	漢那 倉敷 山城	嘉手納 井戸群※2	硬度低減 化施設 (入口・出口)	海水淡水 化水
1	一般細菌	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1
2	大腸菌	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1
3	カドミウム及びその化合物	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	四塩化炭素	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
22	クロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
23	クロロホルム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
25	ジブromokロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
26	臭素酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
27	総トリハロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
29	ブromokロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
30	ブromホルム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
32	亜鉛及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	塩化物イオン	1	1	-	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	-	12	12	1	1	1	1	1	-	12	1
40	蒸発残留物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1
41	陰イオン界面活性剤	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1
42	ジェオスミン	1	12	-	1	1	12	1	1	12	1	-	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	1	12	-	1	1	12	1	1	12	1	-	1	1
44	非イオン界面活性剤	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1
45	フェノール類	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1
46	有機物(全有機炭素の量)	1	1	-	12	12	12	1	12	12	4	1	1	1
47	pH値	1	12	1	12	12	12	12	12	12	4	1	12	1
48	味	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	臭気	1	12	1	12	12	12	12	12	12	4	1	12	1
50	色度	1	12	-	12	12	12	12	12	12	4	1	12	1
51	濁度	1	12	-	12	12	12	12	12	12	4	1	12	1

※1北部10河川とは、武見・座津武・宇嘉・辺野喜・佐手・佐手前・与那・宇良・比地・田嘉里の10河川を指す

※2取水状況によって検査を実施する

別表6 独自に行う水質検査—水質基準項目【離島の水源】

	水質基準項目	検査計画頻度(回/年)								
		渡嘉敷浄水場			伊平屋浄水場			伊是名浄水場		
		インシビ堰	恩納川堰	大川堰	我喜屋ダム	第1取水井戸	第2取水井戸	原海水	天城ダム	メンバー山貯水池
1	一般細菌	1	1	1	3	3	3	1	4	4
2	大腸菌	1	1	1	3	3	3	1	4	4
3	カドミウム及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	-	-	-	1	1	1	1	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	-	-	-	1	1	1	1	1	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	-	-	1	1	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
14	四塩化炭素	-	-	-	1	1	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	-	-	-	1	1	1	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	1	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	-	-	-	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	-	-	-	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	-	-	-	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	-	-	-	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	クロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	クロロホルム	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	ジブromokロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	臭素酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	総トリハロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	ブromokロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	ブromokホルム	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	亜鉛及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	1	1	1	3	3	3	1	4	4
35	銅及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	3	3	3	1	4	4
38	塩化物イオン	1	1	1	3	3	3	1	4	4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	3	3	3	1	4	4
40	蒸発残留物	-	-	-	1	1	1	1	1	1
41	陰イオン界面活性剤	-	-	-	1	1	1	1	1	1
42	ジェオスミン	1	1	1	3	3	3	1	4	4
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	3	3	3	1	4	4
44	非イオン界面活性剤	-	-	-	1	1	1	1	1	1
45	フェノール類	-	-	-	1	1	1	1	1	1
46	有機物(全有機炭素の量)	1	1	1	3	3	3	1	4	4
47	pH値	1	1	1	3	3	3	1	4	4
48	味	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	臭気	1	1	1	3	3	3	1	4	4
50	色度	1	1	1	3	3	3	1	4	4
51	濁度	1	1	1	3	3	3	1	4	4

※ 原則、委託により実施

※ 渡嘉敷村及び伊平屋村については、供用開始時期の変更により検査頻度の変更する可能性有り

別表7 独自に行う水質検査—水質管理目標設定項目【供給点、浄水場】

項目No.	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L) (P:暫定)	検査計画頻度(回/年)							
			供給点		浄水場					
			本島	粟国※3 北大東 南大東 阿嘉	名護 石川 北谷 西原		久志		渡嘉敷※3 伊平屋 伊是名村※7	
					出口	入口	出口※4	入口	出口	入口
1	アンチモン及びその化合物	0.02	-	1	4	4	1	1	1	1
2	ウラン及びその化合物	0.002P	-	1	4	4	1	1	1	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02	4	1	4	4	1	1	1	1
4	削除									
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	1	4	4	1	1	1	1
6	削除									
7	削除									
8	トルエン	0.4	-	1	4	4	1	1	1	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	-	1	4	4	1	1	1	-
10	亜塩素酸	0.6	二酸化塩素を使用していないため省略							
11	削除									
12	二酸化塩素	0.6	二酸化塩素を使用していないため省略							
13	ジクロロアセトトリル	0.01P	4	1	4	-	-	-	1	-
14	抱水クロラール	0.02P	4	1	4	-	-	-	1	-
15	農薬類	1※1	-	1	4	4	4	4	1	1
16	残留塩素	1	12	12	12	-	-	-	12※6	-
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	4	別表3参照	12	12	12	12		
18	マンガン及びその化合物	0.01	4		4	4	4			別表4参照
19	遊離炭酸	20	-	1	4	-	-	-	1	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	-	1	4	4	1	1	1	1
21	メチルセブチルエーテル	0.02	-	1	4	4	1	1	1	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	-	1	4	-	-	-	1	-
23	臭気強度(TON)	3	異常な臭気(かび、油、薬品臭等)が確認された場合に実施							
24	蒸発残留物	30~200	-	別表3参照	4	1	12	1		
25	濁度	1度	12		12	12	12		別表3参照	別表4参照
26	pH値	7.5程度	12		12	12	12			
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	-	1	4	1	4	1	1	-
28	従属栄養細菌	2000P※2	4	1	4	-	-	-	1	-
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	1	4	4	1	1	1	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	4	別表3参照	4	4	4	4	別表3参照	別表4参照
31	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005P	-	1	4※5	4※5	1	1	1	1

※1 各農薬の検出値と目標値の比の総和で、単位なし

※2 1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)

※3 原則、委託にて実施

※4 久志出口は沈澱処理のみ

※5 北谷出口、北谷入口は年12回

※6 渡嘉敷村は1回、伊平屋村は7回

※7 伊是名の入口については、陸水系のみ実施

※ 渡嘉敷村、伊平屋村については、供用開始時期の変更により検査頻度の変更する可能性あり

別表8 独自に行う水質検査—水質管理目標設定項目【本島の水源】

項目 No.	水質管理目標設定項目	検査計画頻度(回/年)												
		河川				増圧ポンプ場		ダム			井戸	北谷浄水場		
		北部10河川※ ↓ 西屋部 満名	平南 源河	我部祖河 外堀田	天願 比謝	長田	根路銘	許田	福地	大保 羽地 金武	漢那 倉敷 山城	嘉手納 井戸群	硬度低減化 施設	
											入口	出口		
1	アンチモン及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	ウラン及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1
3	ニッケル及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	削除													
5	1,2-ジクロロエタン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	削除													
7	削除													
8	トルエン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	-	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1
10	亜塩素酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	削除													
12	二酸化塩素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	ジクロロアセトニトリル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	抱水クロラール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	農薬類	1	1	-	4	4	4	1	1	1	1	-	-	1
16	残留塩素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	別表5参照												
18	マンガン及びその化合物	別表5参照												
19	遊離炭酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	メチル-tert-ブチルエーテル	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	臭気強度(TON)	異常な臭気(かび、油、薬品臭)が確認された場合に実施												
24	蒸発残留物	別表5参照												
25	濁度	別表5参照												
26	pH値	別表5参照												
27	腐食性(ランゲリア指数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	従属栄養細菌	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	アルミニウム及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	-	-	-	別途実施		-	-	-	-	-	-	別途 実施	-

※1 北部10河川とは、武見・座津武・宇嘉・辺野喜・佐手・佐手前・与那・宇良・比地・田嘉里の10河川を指す

※2 金武ダムは年4回

※3 山城ダムは年4回

別表9 独自に行う水質検査—水質管理目標設定項目【離島の水源】

項目 No.	水質管理目標設定項目	検査計画頻度(回/年)				
		伊平屋浄水場			伊是名浄水場	
		我喜屋ダム	第1取水井戸	第2取水井戸	天城ダム	メンナー山貯水池
1	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1
2	ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1
3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	1	1
4	削除					
5	1,2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1
6	削除					
7	削除					
8	トルエン	1	1	1	1	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	-	-	-	-	-
10	亜塩素酸	-	-	-	-	-
11	削除					
12	二酸化塩素	-	-	-	-	-
13	ジクロロアセトニトリル	-	-	-	-	-
14	抱水クロラール	-	-	-	-	-
15	農薬類	-	-	-	-	-
16	残留塩素	-	-	-	-	-
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					
18	マンガン及びその化合物					
19	遊離炭酸	1	1	1	1	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1
21	メチル-tert-ブチルエーテル	1	1	1	1	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	-	-	-	-	-
23	臭気強度(TON)					
24	蒸発残留物					
25	濁度					
26	pH値					
27	腐食性(ランゲリア指数)	-	-	-	-	-
28	従属栄養細菌	-	-	-	-	-
29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1
30	アルミニウム及びその化合物					
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	-	-	-	-	-

※ 原則、委託により実施

※ 伊平屋村については、供用開始時期の変更により検査頻度が変わる可能性あり

別表10 その他必要項目【供給点・浄水場】

項目 No.	その他必要項目	検査計画頻度(回/年)											
		本島 供給点	浄水場										
			名護・石川・西原		北谷		久志		離島浄水場 (海水系)※2	離島浄水場 (陸水系)※3			
			出口	入口	出口	入口	出口※1	入口	出口	入口※4			
1	導電率	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2	アルカリ度	-	4	12	4	12	12	12	-	-	-	-	1
3	カルシウム硬度	-	4	4	4	4	4	4	-	-	-	-	-
4	カリウム及びその化合物	-	4	4	4	4	4	4	-	-	-	-	-
5	アンモニア態窒素	-	-	4	-	4	4	4	-	-	-	-	1
6	臭化物イオン	-	4	4	4	4	12	12	-	-	-	-	1
7	リン酸イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
8	硫酸イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
9	溶存酸素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	BOD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	塩素要求量	-	-	12	-	12	12	12	-	-	-	-	12 <sup>※6</sup>
12	トリハロメタン生成能	-	-	4	-	4	12	12	-	-	-	-	12 <sup>※6</sup>
13	クロロホルム生成能	-	-	4	-	4	12	12	-	-	-	-	12 <sup>※6</sup>
14	ブロモジクロロメタン生成能	-	-	4	-	4	12	12	-	-	-	-	12 <sup>※6</sup>
15	ジブロモクロロメタン生成能	-	-	4	-	4	12	12	-	-	-	-	12 <sup>※6</sup>
16	ブロモホルム生成能	-	-	4	-	4	12	12	-	-	-	-	12 <sup>※6</sup>
17	ジクロロ酢酸生成能	-	-	4	-	4	4	4	-	-	-	-	4 <sup>※5</sup>
18	トリクロロ酢酸生成能	-	-	4	-	4	4	4	-	-	-	-	4 <sup>※5</sup>
19	クロロ酢酸生成能	-	-	4	-	4	4	4	-	-	-	-	4 <sup>※5</sup>
20	ペルフルオロヘキサスルホン酸(PFHxS)	-	4	4	12	12	1	1	-	-	-	-	-
21	クリプトスポリジウム	-	-	4	-	12	-	1	-	-	-	-	1
22	ジアルジア	-	-	4	-	12	-	1	-	-	-	-	1
23	嫌気性芽胞菌	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
24	水温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12 <sup>※6</sup>

※1 久志出口は沈澱処理のみ

※2 離島浄水場(海水系)とは粟国、北大東、南大東、阿嘉及び伊是名(海水系)浄水場のこと

※3 離島浄水場(陸水系)とは渡嘉敷、伊平屋及び伊是名(陸水系)浄水場のこと

※4 原則、委託にて実施

※5 渡嘉敷村は1回、伊平屋村は3回

※6 渡嘉敷村は1回、伊平屋村は7回

※ 渡嘉敷村及び伊平屋村は供用開始時期の変更により検査頻度の変更する可能性有り

別表11 その他必要項目【本島の水源】

項目No.	その他必要項目	検査計画頻度(回/年)													
		河川					増圧ポンプ場		ダム			井戸	北谷浄水場		
		北部10河川※ 西屋部 満名	平南 源河	我部祖河 外堀田	天願 比謝	長田	許田	根路銘	福地	大保 羽地 金武	漢那 倉敷 山城	嘉手納 井戸群	硬度低減化 施設	海水淡水 化施設	
											入口	出口			
1	導電率	1	12	1	12	12	12	12	12	12	4	1	12	12	1
2	アルカリ度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	カルシウム硬度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	1
4	カリウム及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	アンモニア態窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	臭化物イオン	1	1	-	4	4	1	12	12	12	4	-	-	-	1
7	リン酸イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	硫酸イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	溶存酸素	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	BOD	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	塩素要求量	1	12	-	12	12	12	12	12	12	4	-	1	1	-
12	トリハロメタン生成能	1	1	-	4	4	1	12	12	12	4	-	-	-	-
13	クロロホルム生成能	1	1	-	4	4	1	12	12	12	4	-	-	-	-
14	ブロモジクロロメタン生成能	1	1	-	4	4	1	12	12	12	4	-	-	-	-
15	ジブロモクロロメタン生成能	1	1	-	4	4	1	12	12	12	4	-	-	-	-
16	ブロモホルム生成能	1	1	-	4	4	1	12	12	12	4	-	-	-	-
17	ジクロロ酢酸生成能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	トリクロロ酢酸生成能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	クロロ酢酸生成能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	-	-	-	別途実施		-	-	-	-	-	-	別途実施	-	-
21	クリプトスポリジウム	1	4 <sup>※3</sup>	-	12 <sup>※4</sup>	1	1	1	1	1	1	※2	1	-	-
22	ジアルジア	1	4 <sup>※3</sup>	-	12 <sup>※4</sup>	1	1	1	1	1	1	※2	1	-	-
23	嫌気性芽胞菌	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	水温	1	12	1	12	12	12	12	12	12	4	1	12	12	1

※1北部10河川とは、武見・座津武・宇嘉・辺野喜・佐手・佐手前・与那・宇良・比地・田嘉里の10河川を指す

※2 硬度低減化施設入口で検出された場合、嘉手納井戸群各井戸で適宜実施

※3 源河は年1回

※4 比謝は年4回

別表12 その他必要項目【離島の水源】

項目 No.	その他必要項目	検査計画頻度(回/年)							
		渡嘉敷浄水場			伊平屋浄水場			伊是名浄水場	
		イシッピ堰	恩納川堰	大川堰	我喜屋ダム	第1取水井戸	第2取水井戸	天城ダム	メナー山 貯水池
1	導電率	1	1	1	3	3	3	4	4
2	アルカリ度	1	1	1	1	1	1	1	1
3	カルシウム硬度	-	-	-	-	-	-	-	-
4	カリウム及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
5	アンモニア態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1
6	臭化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1
7	リン酸イオン	1	1	1	1	1	1	1	1
8	硫酸イオン	1	1	1	1	1	1	1	1
9	溶存酸素	-	-	-	-	-	-	-	-
10	BOD	-	-	-	-	-	-	-	-
11	塩素要求量	1	1	1	3	3	3	4	4
12	トリハロメタン生成能	1	1	1	3	3	3	4	4
13	クロロホルム生成能	1	1	1	3	3	3	4	4
14	ブロモジクロロメタン生成能	1	1	1	3	3	3	4	4
15	ジブロモクロロメタン生成能	1	1	1	3	3	3	4	4
16	ブロモホルム生成能	1	1	1	3	3	3	4	4
17	ジクロロ酢酸生成能	1	1	1	3	3	3	4	4
18	トリクロロ酢酸生成能	1	1	1	3	3	3	4	4
19	クロロ酢酸生成能	1	1	1	3	3	3	4	4
20	ペルフルオロヘキサスルホン酸(PFHxS)	-	-	-	-	-	-	-	-
21	クリプトスポリジウム	1	1	1	1	1	1	1	1
22	ジアルジア	1	1	1	1	1	1	1	1
23	嫌気性芽胞菌	-	-	-	-	-	-	-	-
24	水温	1	1	1	3	3	3	4	4

※ 原則、委託にて実施

※ 渡嘉敷村及び伊平屋村は、供用開始時期の変更により検査頻度を変更する可能性有り